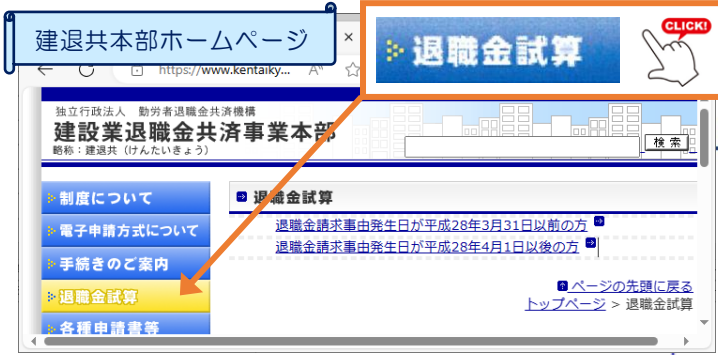


退職金額を知りたい！

*** ** 試算ができます *** **

建退共へは、労働者（被共済者）および事業主（共済契約者）から「退職金額を知りたい」という問い合わせをいただくことがあります。退職金額の試算につきましては、個人情報適正な取扱いの観点から、建退共ホームページ（退職金試算）を活用していただくようお願いしています。

退職金試算ページで、現在の積み立て実績を入力すると、**おおよその退職金額**が試算できます。



移動通算（中退共分を引き継いで建退共へ加入）された方は、こちらから試算してください。

退職金試算

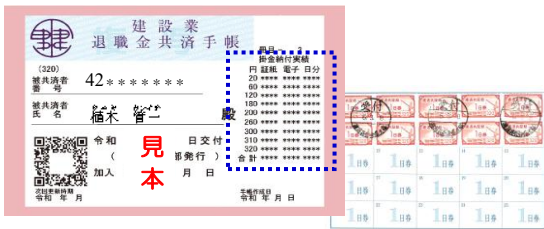
退職金試算

共済証紙及び退職金ポイントの納付実績からおおよその退職金額が試算されます。移動通算の実績がある場合にはこちらの計算フォームをご利用ください。（中小企業退職金共済事業、清酒製造業退職金共済事業、林業退職金共済事業からの掛金の引継がある場合）

移動通算を含む退職金試算

証紙のみで積み立ての方

手帳の表紙に印字されている実績と中に貼付されている証紙実績を足して入力してください。



積み立て実績を入力して下さい。

計算フォーム

① どちらかを選択してください。

- 建設業から退職
- 死亡退職（遺族請求）

② 掛金納付実績を入力し、計算ボタンをクリックしてください。

掛金単価	掛金納付実績
20円	0 日分
60円	0 日分
120円	0 日分
180円	0 日分
200円	0 日分
260円	0 日分
300円	0 日分
310円	500 日分
320円	620 日分
合計	1120 日分

計算する

あなたの退職金は 357,320 円です

（※退職金請求事由発生年月日が平成28年4月1日以後の方の金額です。）

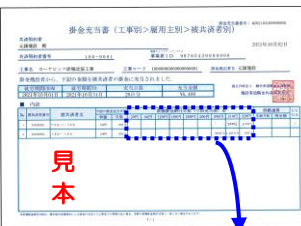
消去して再計算

印刷

電子のみで積み立ての方

掛金充当書の「累積掛金納付日数」を入力してください。

掛金充当書（工事別＞雇用主別＞被共済者別）



※退職金ポイントは、就労報告承認作業により充当され、2営業日後に充当分が反映された掛金充当書が発行されます。

見本

累積掛金納付日数（今回充当後）※

20円	60円	120円	180円	200円	260円	300円	310円	320円
-----	-----	------	------	------	------	------	------	------

証紙と電子併用の積み立ての方

自社は証紙でも元請から電子充当がある場合等

手帳の表紙に印字されている実績は、更新処理で登録された実績です。更新後に電子充当が行われた分は「掛金充当書」を確認しないと分かりません。試算を行う場合は、掛金充当書の「累積掛金納付日数」と手帳の中に貼付されている証紙実績を足して入力してください。（更新後に電子充当された分があれば、退職者へはその実績もお伝えください。退職金額の試算を行う際は、更新後の電子充当実績も必要です。）更新後、電子充当がない場合は、手帳の表紙に印字されている実績と手帳の中に貼付されている証紙実績を足して入力するとおおよその退職金額が確認できます。



携帯サイト
（退職金試算）

☆退職金額早見表（参考）☆

（注）この早見表は、現行の予定運用利回り及び掛金日額320円により証紙と退職金ポイントの252日分を1年と換算して計算した退職金額です。

※月数は、証紙21日分を1ヶ月と換算

年数（月数）	退職金支給額	退職金の構成内訳と比率	
		掛金納付額	運用利益
1年分（12月分）	24,192円	80,640円	0円（退職金支給額は掛金納付額の30%）
（18月分）	49,728円	120,960円	0円（退職金支給額は掛金納付額の41%）
（23月分）	78,624円	154,560円	0円（退職金支給額は掛金納付額の51%）
2年分（24月分）	161,280円	161,280円	0円（0%）
5年分（60月分）	414,087円	403,200円	10,887円（2.63%）
10年分（120月分）	893,559円	806,400円	87,159円（9.75%）
20年分（240月分）	1,933,479円	1,612,800円	320,679円（16.59%）
30年分（360月分）	3,038,919円	2,419,200円	619,719円（20.39%）
40年分（480月分）	4,268,007円	3,225,600円	1,042,407円（24.42%）

建退共の退職金は長く働くほど（積み立てるほど）有利なんです！

建退共の退職金額は、長期就労者には有利な措置（長く積み立てると運用利益が大きくなり受け取る時有利）が講じられていますので、長く継続することを推奨しています。

退職しても先々の事業主（建設業）のところで掛金を納付（証紙貼付または退職金ポイント充当）してもらうことで、建設業界で働いた分が全部通算され退職金が支払われます。

※退職金の請求期限について特に定めはありません。（手帳には有効期限がありません。）

退職金を満額受け取るには約500日の積み立てが必要です。（遺族請求になった場合は約250日）
 ★平成28年4月1日以降に退職金の請求事由が発生する方は、約250日の積み立てから退職金を受け取ることができますが、受け取り額が掛金納付額の3割～5程度となります。

建退共の退職金の他に自社で退職金を支払う予定の共済契約者へ（お願い）

建退共の退職金額が分かってから自社でも退職金を支払われる共済契約者がいらっしゃいます。事前に退職金額をお知りになりたい場合は、建退共ホームページ（退職金試算）をご活用ください。

なお、退職金請求手続き後の支給金額および支給日等の問い合わせにつきましては、建退共では対応しかねますので、直接退職者（請求人）へご確認いただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら建退共長崎県支部（Tel.095-893-7000）迄お問い合わせください。

※なお、このお知らせは令和6年6月30日時点で建退共と契約が結ばれている共済契約者へ送付しています。